

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)

開催ご案内

石綿障害予防規則の改正により、令和5年10月から建築物の解体・改修等の作業を行うときは、厚生労働大臣が定める者(建築物石綿含有建材調査者講習を受講し考查試験に合格した者)による事前調査が義務付けられました。当支部では、標記講習を以下のとおり開催いたします。

(北海道労働局長登録第3号)

北海道労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会北海道支部
<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

1. 開催日時・会場・定員

講習は2日間です。各日とも講習開始時刻の10分前までに受付けをしてください。
日時 1日目 令和8年5月26日(火) 8:55~16:30 (定員50人)
2日目 5月27日(水) 8:55~16:55
会場 一般社団法人 函館建設業協会 (函館市大森町19番6号)

2. 講習科目・考查試験

① 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間00分
② 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間00分
③ 石綿含有建材の建築図面調査	4時間00分
④ 目視調査の実際と留意点	4時間00分
⑤ 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間00分
⑥ 考査試験(択一式筆記試験)	1時間30分
⑦ 講習時間の合計(考査試験を除く)	11時間00分

3. 時間割

1 日 目	時間	8:55~9:00	9:00~12:20	12:20~13:10	13:10~16:30
	項目	オリエンテーション	講義 (休憩20分)	昼食休憩	講義 (休憩20分)
2 日 目	時間	8:55~9:00	9:00~11:40	11:40~12:30	12:30~15:10 15:20~16:55
	項目	オリエンテーション	講義 (休憩10分)	昼食休憩	講義 (休憩10分) 試験説明 考査試験

4. 受講料

- ① 全科目受講者 受講料(教材費込み) 46,420円(消費税込み)
② 科目免除者(5の①) 受講料(教材費込み) 43,560円(消費税込み)

5. 受講資格及び資格証明書類（次のいずれかに該当する者）

記号	受 講 資 格	資格証明書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	「修了証写し」
(2)	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	
(3)	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	「卒業証書写し又は卒業証明書」及び「実務経験証明A」
(4)	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）	
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	「実務経験証明B」
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	「左記に示す技能講習修了証写し」及び「実務経験証明C」
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	
(9)	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者	「実務経験証明D」
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	「実務経験証明E」
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	「実務経験証明D」
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者	「登録証写し」及び「実務経験証明C」

※ 卒業証書写し又は卒業証明書は、建築に関する課程等の修了が分かるものを提出してください。

6. 科目免除

受講資格の(1)「石綿作業主任者技能講習修了者」に該当する者は、「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」の受講免除を受けることができます。なお、受講免除者でも希望者は「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」を聴講することができます。

7. 考査試験及び修了証

- ① 2日目の講義終了後、引き続き考査試験を行います。
所定の科目と時間のすべてを受講しなければ考査試験を受けることができません。
考査試験は、「全科目合計の6割以上の得点」及び「科目ごとに4割以上の得点」の両方を満たした場合に合格となります。これに満たない場合は不合格となります。
- ② 考査試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ③ 合格者には「修了証」を交付します。不合格者には「受講証明書」を交付します。
- ④ 「修了証」は、分会事務局窓口で本人にお渡しすることとしておりますので、交付の連絡を受けましたら分会事務局へお越しください。

なお、郵送を希望する場合は、特定記録郵便により郵送いたしますので、「8. 受講申込みに必要なもの」の⑥に記載の返信用封筒が必要です。

当支部で能力向上教育・再教育など（技能講習、特別教育を除く。）を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付します。

統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

- ⑤ 「受講証明書」は受講者個人宛に申込書記載の住所等へ「特定記録」で郵送します。

不合格の場合、講習修了年度の翌々年度まで再受験が可能ですので、詳細は「受講証明書」をご確認ください。

8. 受講申込みに必要なもの

- ① 「受講申込書」
- ② 「本人を確認するための書類」（氏名、生年月日、住所が記載されたいずれかの写しを添付）
自動車運転免許証（住所変更した場合は表裏両面）、マイナンバーカード（表面のみ）、
パスポート、住民票（個人番号が記載されていないもの）、健康保険資格確認書等
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等
- ③ 「受講資格証明書類」（「5. 受講資格及び資格証明書類」記載の書類）
科目免除を受ける方は、「石綿作業主任者技能講習修了証」の写し（表裏の両面）を添付してください。
- ④ 「証明写真（カラー）1枚」（縦3.0cm×横2.5cm）
正面、上半身、無帽、無背景で申込前6ヶ月以内に撮影したもの。
写真の裏面に氏名を記入してください。写真は糊付けしないで提出してください。（色付き
サングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの、写真専用紙以外に印刷したもの等は不可。）
- ⑤ 「受講料」
- ⑥ 「修了証郵送料（320円分の切手）」、「返信用封筒」（修了証の郵送を希望する場合のみ）
特定記録郵便により郵送いたしますので、修了証郵送料（320円分の切手）（現金での納
付はできません。）を貼付けした長形3号（または長形4号）サイズの返信用封筒（住所、宛
名（受講者氏名）を記載したもの）を提出してください。
なお、宛先を自宅以外にする場合は、「○○方 北海太郎」「○○建設（株）気付 北海太
郎」などのように、必ず本人に届くよう記載してください。

9. 申込先

建設業労働災害防止協会 北海道支部 函館分会（略称：建災防函館分会）

〒040-0034 函館市大森町19番6号函館建設業協会

TEL:0138-26-6711 FAX:0138-26-0964

10. 申込み方法

予約は行っていません。分会事務局窓口での先着順の受付けのみとなります。（電話、ファックス、メール等での受付は行っていません。）

「8. 受講申込みに必要なもの」に記載されているものを分会事務局に持参の上お申込みください。受付け終了後「受講券」をお渡しします。

11. 申込み時の注意事項

- ① 受講申込みの締切りは開催日の1週間前ですが、締切日以前であっても定員に達した場合は受講受付けを終了しますのでご了承ください。（締切り後に届いた受講申込書等は返却します。）
- ② 原則として受付け後の受講料の払戻しはしません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻します。（他の開催日への振替えることが可能な場合は、希望により振替えます。）
- ③ 証明写真（カラー、縦3.0cm×横2.5cm、裏面に氏名記入）1枚を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。

12. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等はできません。
- ③ **原則として遅刻は認められません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始15分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと考查試験を受けることができません。(いかなる場合でも講習開始15分を超える遅刻は認められません。)
- ④ 講習科目の一部免除を受ける方は、受講する科目的開始時刻の20分前までに来場し、受付けをしてください。免除科目を聴講する場合は全科目受講者と同様に受付けをしてください。
- ⑤ 考査試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ⑥ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食休憩時間は50分間です。外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。
- ⑦ 講義中は帽子を被らないでください。また講義中は座席を離れないようにしてください。携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑧ 講義中は講義に使用するもの(テキスト、ノート、筆記用具等)以外は机の上に置かないようしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル、缶飲料、水筒等は机の上に置いて水分補給を行って構いません。
- ⑨ 会場は禁煙です。

13. 旧姓又は通称の併記

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第30条の13(氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例)に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第30条の16第1項(外国人住民の通称の住民票への記載等)に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することは出来ません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。